

2024年度（令和6年度）

償却資産（固定資産税）申告の御案内

平素から市税について、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、賦課期日（毎年1月1日）現在に所有している償却資産について申告していただくことになります。

つきましては、申告書等を作成し、期限までに提出していただきますようお願いいたします。

提出期限 2024年（令和6年）1月31日（水）

事務処理の都合上、できるかぎり早めに提出していただきますよう御協力をお願いします。申告書等を郵送される方で、控えに受付印の必要な方は、必ず返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

償却資産の申告、手引については、福山市ホームページからご覧いただけます。

<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shisanzei/5926.html>

※申告書、種類別明細書（増・減）の様式は
当ホームページからダウンロードできます。

福山市 償却資産

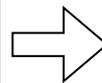
検索

ダウンロードできない場合は、郵送しますので御連絡ください。



償却資産の申告についてはこちら

手引はこちら（手引については同封しておりませんので、こちらから御確認ください。）



自社様式での申告書又は電子申告（eLTAX）で申告される方で、市の申告書の送付が必要ない場合、申告書の備考欄に「申告書不要（自社様式又は電子申告）」等と記載してください。この場合、償却資産種類別明細書・手引・種類別明細書（増・減）も送付されませんので御了解ください。

お問合せ、申告書の提出先

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市企画財政局税務部資産税課償却資産担当 TEL (084) 928-1022（直通）

申告時の注意事項

自社の様式で申告される方

申告書に 2024 年（令和 6 年）1 月 1 日現在所有しているすべての資産について申告してください。

自社様式の申告書で申告される方で、福山市の申告書をお送りしている場合は、福山市の申告書も提出してください。また、用紙のサイズは A4 となるよう御協力をお願いします。

課税標準の特例の適用を受ける資産について

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条に規定する一定の要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当資産を所有する方は、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に該当条項を記載し、最初の適用年度には添付書類（写し）も併せて提出してください。

課税標準の特例を受けている資産については、摘要欄にその適用条項を、条項までわからなければ、「特例対象」等と記入してください。

わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）については、福山市資産税課ホームページをご覧ください。



<課税標準の特例の適用を受ける償却資産の例>

特例対象資産	範囲		適用期間・特例率		適用条項	添付書類
先端設備等	2023(R 5)/ 3/31 までの取得	中小企業者等が先端設備等導入計画に基づき新たに取得した先端設備等 ・機械及び装置 ・工具、器具及び備品 ・建物附属設備（家屋と一体のものを除く） ・構築物	3年間 0		本法附則第 15 条旧第 41 項 本法附則旧第 64 条	・先端設備等導入計画に係る認定申請書（写し） ・先端設備等導入計画の認定書（写し） ・中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び先端設備等に係る生産性向上要件証明書（写し）等
※設備取得前に計画申請したものが対象			賃上げ表明なし	3年間 1/2		本法附則第 15 条第 45 項
	2023(R 5)/ 4/ 1 以降の取得	賃上げ表明あり	・2023 (R 5) / 4/ 1～2024 (R 6) / 3/31 に取得した場合 5年間 1/3 ・2024 (R 6) / 4/ 1～2025 (R 7) / 3/31 に取得した場合 4年間 1/3			

(注) この表は 2023 年（令和 5 年）10 月時点で作成していますので、2024 年度（令和 6 年度）税制改正により変更される場合があります。